

総務省まち・ひと・しごと創生推進本部
開催要領

平成 26 年 7 月 31 日

- 1 個性あふれる地方の創生により、経済の好循環の波を全国に広げ、総合的に日本を元気にするための取組を進めるため、各部局が情報を共有しながら連携を密にし、有効な施策を迅速に企画立案できるよう、総務省まち・ひと・しごと創生推進本部（以下「推進本部」という。）を開催する。
- 2 推進本部の構成員は、別紙 1 とおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
- 3 推進本部の下に幹事会を置く。幹事会の構成員は、別紙 2 のとおりとする。
- 4 本部長は、必要に応じ、構成員以外の関係部局の職員その他の関係者の出席を求めることができる。
- 5 推進本部及び幹事会の庶務は、大臣官房企画課において処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、推進本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

総務省まち・ひと・しごと創生推進本部

本部長	総務大臣
	総務副大臣
	総務副大臣
	大臣政務官
	大臣政務官
	大臣政務官
	事務次官
	総務審議官
	総務審議官
	総務審議官
	消防庁長官
	官房長
議事進行	総括審議官（政策評価担当）
	総括審議官（広報、政策企画担当）
	総括審議官（国際担当）
	地域力創造審議官
	行政管理局長
	行政評価局長
	自治行政局長
	自治財政局長
	自治税務局長
	情報通信国際戦略局長
	情報流通行政局長
	総合通信基盤局長
	統計局長
	政策統括官（情報通信担当）
	政策統括官（統計基準担当）、（恩給担当）
	消防庁次長
	郵政行政部長

総務省まち・ひと・しごと創生推進本部
幹事会

幹事長 大臣官房企画課長
大臣官房総務課長
自治行政局行政課長
自治行政局地域政策課長
自治財政局財政課長
自治税務局企画課長
情報通信国際戦略局情報通信政策課長
情報流通行政局総務課長
情報流通行政局情報流通振興課長
情報流通行政局郵政行政部企画課長
総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課長
総合通信基盤局電波部電波政策課長
統計局統計情報システム課長
消防庁総務課長